

○ 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号） 新旧対照条文（抄）
 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）（附則第四項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第五十五条の二 この章の規定は、<u>鉱山保安法第二条第三項及び第五項の規定による鉱山における保安（衛生に関する通気及び災害時の救護を含む。）</u>については、これを適用しない。</p>	<p>（新設）</p>